## 宋代広徳軍祠山廟の牛祭について : 宋代社会の一事 例として

中村, 治兵衛

https://doi.org/10.15017/2235202

出版情報: 史淵. 109, pp.1-24, 1972-11-15. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

## 宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

―宋代社会の一事例として―

中

村

治

兵

衛

L が き

は

**うした経済的行為を行った祠山廟の宗教的社会的側面を明らかにしたものでもある。** 授が宋代における利貸資本発達の一例として「長生牛の研究」東洋学報三二の三において取上げたところだが、本稿はそ は清代乾隆の世(十八世紀半)までうけつがれていたことを追求したものである。なおこの祠山廟はさきに日野開三郎教 伝統である牛を牲として神を祭る宗教的行事が、ここでは雨乞と結びついて北宋南宋を通じて行われたばかりか、ひいて 本稿は宋代に行なわれた社会の一事例として江南東路広徳軍(現安徽省広徳県)の祠山廟の牛祭を取上げ、中国古来の

つうのでは、結社をさすに至った。これについて南宋末(十三世紀後半)呉自牧の夢梁録巻十九社会の条には「文士有酉湖行う団体・結社をさすに至った。これについて南宋末(十三世紀後半)呉自牧の夢梁録巻十九社会の条には「文士有酉の ともあったが、宋代には社邑の語はすたれ、専ら社あるいは会、もしくは社会という語で宗教活動を含めて各種の活動を 唐代には那波利貞博士などの諸研究で明らかにされているように、社邑という語で各種の宗教活動を行う団体を示すこ 此乃行都搢紳之士及四方流寓儒人 寄興適情賦詠 膾炙人口 流伝四方非其他社集之比。武士有射弓踏弩社 皆能

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

ばかりでなく、その行う活動をも含むこと(社の会)があったといえよう。 うお祭り、のち清代の廟会・神会にあたるものをさし、社会の語は宋代において社もしくは会といった団体・結社をさす に「民間多作」社会」 は都市だけでなく地方農村で行われたことは、北宋末准南東路揚州広陵にすんだ李元弼の作邑自箴巻六勧諭民庶牓のなか 幷せたものが社会なのである。しかも宗教的活動を行う団体をば経社・香会というように社とも会ともいい、社と会とは 月戍寅(二十九日)の条に「詔 立起居行列 政和八年正月十二日の条に「詔 社会の条に「三月二十八日 殆ど同じ意味に用いられたため、この二つを結合し、同様の意味に用いるに至った。また宋末元初、周密の武林旧事巻三 日 帝誕日 会とよばれたことは の類」とよんでいるのにあたり、ここでは東嶽生辰日の祭りをさす。また宋会要輯稿(以下宋会要と略称) 至」有片姦詐傷11殺人1者4 宜令有司量11定聚会日数1 有ュ妨ṇ経営゛ 其間貧下人戸゛多是典剝取債゛方可応副」とあることでもわかる。 これらでいう社会とは、日本でい 杭城行香 兼本州南寺幹辨」とあるように、城隍神・土地神を賽る行事を社会とよんでいる。さらに寺の祭礼もまた社 俱有□社会」 迎獻不↘一」とある。社といい会という団体活動を行う結社があり、この社と会との二つを 諸富室就承天観閣上建会。……諸寨建立聖殿者 続資治通鑑長編巻七三(以下長編と略称)また宋会要 俗謂;1之保田蚕; 人口求,福禳,災而已 射放嫺習 東嶽生辰社会之盛 大率類」此 不」暇॥贅陳|」とある社会は「祠賽社会」 とか 「祀賽社会 方可入此社耳。……奉道者有霊宝会。。 訪聞関右民 訪聞 拱州(京東西路)毎年社会 每歳夏首於:|鳳翔府岐山県(秦鳳路) 禁:|其夜集| 官吏(司) 厳加:|警察:|」とある通りである。社会 或更率歛:(銭物: 造:)作器用之類: 俱 有 社 会 o 賽城隍·土地 每月富室当供持誦正一経巻。 刑法二禁約 諸行亦有獻供之社。 法門寺1為1社会1。遊惰之輩 聚集百姓軍人 張黄羅繖 大中祥符三年 (一〇一〇) 四 獻||送寺廟| 如正月初九日玉皇上 刑法二禁約 及唱喝排 動是月十 昼夜行

から 祭りの在り方について、 四川の成都方面の社会の一例をあげよう。長編巻一九二嘉祐五年(一〇六〇)十二月壬申の条に 上掲の政和八年の記事から、 黄色の絹傘をさし 歌をうたいながら 行列をくんだことがわかる

楽百戯| 三四夜往来不ゝ絶。雖"巳掲」牓禁約| 然遠方風俗相沿 聚二三二百人| 作11将軍 初趙抃為:成都転運使 曹吏 當言 牙直之号 | 執1槍刀旗旛隊仗 | 及以1女人1為1男子衣1 或男子衣1婦人衣1 所\部諸州 每年有11遊惰不逞之民1 恐難||驟止|。請||具為||条制|。詔 以"祭"賽鬼神」為2名 斂:|求銭物| 所」犯首領 導以!!音

制1論 仍徙1出州界1。本路監司半歳一挙行。

之媚||於神|者 毎以||社会|為」名 集||無頼千百| 操」才被」甲 鳴」鉦撃」鼓巡||行於郷井之間| 」とあるように、社会は大 せてねり歩き、これが三、四晩も続いたという。そして南宋になると、たとえば「宋会要「刑法二禁約」淳熙八年(一一 とある。 刃|横||行郊野間|| とか、嘉定七年(一二一四)九月二六日の条に「臣僚言 | 今之風俗 八一)正月二一日の条に「臣僚言 これは祭りの状況をあらわしたものであり、 祭りを行うために銭物の寄附を求め、 町ごとに 二三百人がくり出 曹吏 牙直といった称号をつけ、槍 愚民喫茶事魔 刀 夜聚暁散。……輙以11社会1為2名 旗や旛 杖をもって行列をくみ、仮装した男女を含め、音楽にあわ 百十数群 自॥京畿।以至॥江浙 | ……今愚民 張、旗鳴、鑼 或幹<sub>:</sub>器

りの内容を伝えているものの一として南宋末黄霞の「慈渓黄氏日抄」巻七四申明下 第六任添差通判広徳軍にのせている 規のうちに片鱗がうかがえるのみで、具体的内容をこまかに報告しているものは乏しい。その中でかなり詳細に社会―祭 江南東路広徳軍祠山廟の社会=牛祭がある。 さて宋代の社・会もしくは社会については、上例でもわかるように専らこうした社とか会の集会乃至活動を禁止する法 いに流行した。

\_

宇記巻一〇三宣州 宋代江南東路広徳軍 広徳軍広徳県の条に「祠山は県の西五里にあり、もと横山なり。広徳王張公祠有り、 広徳県の西五里 横山に祠山廟があった。 北宋初太宗の太平興国中(一九八三) にできた太平寰

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

長生牛が同廟で行われたことを明らかにした。 絹を必めんや」と。因りて本軍に令してこれを葺かしむ』とあるように、祠山廟の信仰はさかんであった。日野教授は前 言う、「前に知したる広徳軍に祠山廟有り、 素より霊応と号す。 遠近の民多く耕牛を以って獻と為す。偽命より己来、郷 掲の「長生牛の研究」において、本史料によって郷民に牛を貸し、その使用料として年に一牛につき絹一疋をとるという て祠宇を完葺せんことを望む」と。上曰く「如し載ごとに祠典して民に益有れば、則ち当に官崇飾をなすべく、何んぞ租 民の租賃するを聴し、毎一牛歳ごとに絹一疋を輸して本廟の費に供せしむ。近く絹は悉く官に入れしむれば四百匹を給し ―五五)封じて祠山と為」とある。ついで真宗景徳二年(一○○五)六月壬午(長編巻六○)には『監察御史臨川

臣僚があり、開禧三年(一二〇七)には水心先生葉適が祠山廟に禱雨して祈雨の詩をのこしている。理宗の宝慶三年(一 烈の二字を加えるどいうように「信仰は依然として継続した。そして寧宗の嘉泰元年頃(一二〇一)には祠山に禱雨した 二二七) 刊の興地紀勝 には広恵という廟額を賜ったほか、その子を敷沢侯その配李氏を霊恵妃とし、南宋の高宗の紹興二年(一一三二)には昭 祠山廟の祭りにおいて後述する如く牛を牲(いけにえ)にすることの弊害を論じた。つぎに徽宗の崇寧三年(一一〇四) 徳軍広徳山に在り」と記されるに至った。神宗朝をへて哲宗の紹聖年間(一○九四─九七)孫諤が広徳軍知軍事となり、 ば宜しく霊済王に封ずべし」との詔を得、政府に登録された結果、宋会要(礼二十に「広徳山神祠)広徳山神張渤祠は広 ついで仁宗の康定元年(一〇四〇)三月には「広徳軍祠山の広徳王廟は祈求すれば応ずる有るも、未だ真封を被らざれ 巻二四広徳軍の条では景物上の祠山 仙釈神異の祠山神の二項をもうけ、その神の縁起を解説し

は「初八日 六八)咸淳臨安志巻七三祠祀にみえる。その祭りの大体は夢梁録巻一に二月「八日祠山聖誕」の項にまとめられ、冒頭に なお広徳軍の祠山廟の分祠が南宋の都杭州銭塘門外霍山に設けられ、広恵廟と通称されていたことは咸淳四年修(一二 銭塘門外霍山路 有神曰祠山正祐聖烈昭徳昌福崇仁真君 慶十一日誕聖之辰 祖廟在広徳軍

Ξ

なり詳細に報告したのが、南宋も末、滅亡十年前 このように宋代(少くとも十一―十三世紀)を通じて「水旱祈求の地」として信仰されてきた祠山廟の祭りの状況をか 度宗の咸淳五年(一二六九)広徳軍通判黄震の「申諸司乞禁社会状」

と「榜以申尚書省乞禁本軍再行牛祭事」の二つの申明であり、次にこれらを中心として考察する。

畢く集まる。市井はこれに頼りてやや康しと雖も、風俗は実にこれに由りて積壊す」とのべ、春会=春祭りが其地方の経 カ条をあげ、これを改革するようにと上申し、沿江制置江東安撫使馬光祖の裁許を得た。次に黄震の言う弊害五カ条―一 済上多少の利益になることは認めながら、風俗警察の上からはよくないとし、張王廟(祠山廟)の社会(祭り)の弊害五 祠山の張王廟 二傷神 三罪案 (祠山廟と略称)について、黄震は「申諸司乞禁社会状」の冒頭で「本軍には祠山の春会あり、四方より 四差会首 五差機察―を中心とし、牛祭の実態をできるだけ明らかにするのに努めよう。

いた。時の知広徳軍事孫諤は禁埋蔵文において「①諤見||郷村百姓| 因仍||故事| 買\_4件\_4楽 行われていた真宗朝より三十年位の後にあたる)。そのことは宋史巻三〇二范師道伝に「知』広徳県: 有』張王廟! することは、これより二百二十年も前、北宋の仁宗の皇祐年間前(十一世紀半)すでに行われていた。(これは長生牛が らしめ、略ぼ忌みを知らざるは、良にこれを習りて慣れるに由るのみ」とのべているように、祭りに際して埋蔵といい、 祀るに宜しき所ならんや。惟だ此の祠山の会は敢て不法を為し、遂に民俗をして亦た多くの牛を殺し、坊に坐して肉を売 牛を牲とすること(太牢)が行われ、しかも南宋末にはその肉を販売したことが知られる。このように祠山廟で牛を牲と ①「其の一を埋蔵と謂い、祭るに太牢をもってす。それ太牢とは天子の帝を饗するに用いる所にして、豈に臣子の神を 師道禁…絶之二」とあることから察せられ、更に五十年のち哲宗の紹聖年間(十一世紀末)にも行われて 迎至!|廟庭|

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

不」ト』於神』 便行止約。

(2)諤雖、無、状

豈有"事」神如」此其敬而独愛!|一牛|乎。 此雖||神霊|亦当」察

之霊 陳太牢干廟庭、殺而痤之、号為埋蔵」とのべている。それから百余年たって黄震がまたもや問題にしたわけである。 南宋高宗の紹興年間知広徳軍洪興祖がまた改革を企て、神をまつるのに牛ではなく素饌にした。洪興祖は「以仲夏之月、 之不」如」是也。(3)然牛不॥宰殺| 民不॥埋蔵| 而大雨随応 而至||堂下| 先卜||於神| 至||二三十数|皆不吉 而不+」在||於殺レ物也 謹告」とのべている。しかし旧来の陋習は廃止できず そののち復活したため 然後知11神之不14欲1殺 此雖"愚民」 亦明知"神之不"好"殺也 (5)若因兹以革||陋俗||易||弊事| 亦足"以昭"|吾神 4)始聞伝言 初牽」牛

周礼! 埋蔵会;。或以為2異。康植守;|広徳; 不;|以為5信。至5用;|郡印; 其封翌日発視無5有焉、或以見異。。。 密(一二三二—一三〇八)の癸辛雑識 別集上 埋蔵会(学津討原本)でわかる。それには「桐州祠山 徳軍をさすから、祠山廟のほか ったことが知られる。以上みてきたところから ここでいう埋蔵とは①廟庭に牛を牲としてまつる行事をさしているが、これが埋蔵会ともいわれたことは宋末元初の周 以"貍沉| 祭"山林川沢|。注祭"山林|日」貍 川沢日」沉 然則尚矣」とある。 桐州は輿地紀勝巻二四によると広 新安(徽州=歙州)の雲嵐=雲郎山の汪王廟にも埋蔵会(牛を牲として祭る行事) 祠山廟において牛を牲として祭ることは幾度か中止したが、結局廃止で 恐未1必然1。 新安雲嵐 があ

宋一代を通じて行われたと推定できる。

いるので年に七百二十余牛となる。さらに毎保の社廟ではまた各々牛を用いるし、その他臨時に福田を乞うために牛を用 た。祠山廟の祭りでは毎年一牛を牲として祭っていたのに、方山の祭りでは、広徳県下七百二十余保 を乞うた」第二の申明である。それによると、南宋の淳祐十二年(一二五二)祠山廟の近くの方山に別の一廟がはじまっ 的な風習のなごりを思わせるが、しかし山田で涸れ易い地方という条件の下で、広徳軍祠山廟では雨乞のために牛を牲と して神にささげることがより強かったようである。この点の参考になるのは、黄震の「再び牛祭りを行う事を禁ぜんこと この春会=春祭りで牛を牲とすることは、准南子の時則訓にみえる立春の日に牛(牡)を犠牲としてまつる古来の伝統 保ごとに一牛を用

忌み憚かることがない。このように牛を牲として祭っても「必ず福が来るとは限らないことをば、近年の水早という災害 耗し、風俗が大いに壊れるのはまことに歎かわしい。考えてみると、広徳軍の殺牛は他郡の殺雞のようなものだが、全く いることもあるため、全体を統計すると年に二千余牛を殺すこととなる。このため耕牛は減少し、家産は数度の祭りで消 にはそれを許さなければならなかった。しかし雨はその時降らず、暫らくしてのち降り、牛を牲として祭った効果はなか て牛を殺したが、雨はふらなかった。さらに八月に入って二日六日にも牛を殺す(牲にすること)のを要求してき、八日 という。しかし地元の雨乞(祈雨)と結びついた牛祭の信仰は根強く、黄震が禁止の方針をとってもこれを守りきれなか 方とも対比して検討し、「天の時には自ら定数があり、地勢もまた同じくないから、この弊害を廃絶しなくてはならない」 の事例―丁末(淳祐七年・一二四七)辛酉(景定二年・一二六一)咸淳二年(一二六六)咸淳四年(一二六八)をば他地 ったといって黄震は牛祭を非難した。 った。たとえば咸淳五年夏は旱であって牛を殺すことをたびたび要求してきたので、七月二十日(吉凶を占う)珓を抛っ

習が(今日の安徽省)広徳軍とは遠く距った広西省の地にも存したことがわかる。ところで雨乞という特定の事に限らず て石牛の背上に置き、祈り畢われば便ち雨ふる。泥尽きれば則ち晴る。以って常と為す」とあり、牛を殺して雨乞する風(窓) は禁じられていたのだから。宋初の太平寰宇記巻一六六嶺南道(のち広南西路)貴州鬱林県(現広西省貴県) に、牛を牲として神にささげて祭ることはかなり広く行われてきていた。 | 例しかみつけていない。これは当然のことであろう。というのは「後述するように宋代」法令をもって耕牛を殺すこと ここで宋代牛を牲として祭ることが行われたかどうかを検討してみよう。まず雨乞のために牛を殺すという例は僅かに ☆に銅池有り、周り十数丈(下に石牛有り。時として泥間に出ず。旱の歳には牛を殺して雨を祈る。血と泥とをもっ の条に「泥

太平広記には南北朝時代における例として「巻二九四神四 (幽明録)、また巻三一八鬼三 陳慶孫の条にも潁川 武曽の条に 南朝劉宋のとき侯官県(福建) (河南) で天神廟の神が烏牛をもとめた

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

世 どまらなかったことは、全唐詩の唐末の詩にみえる。晩唐の詩人薜逢の驚秋の詩中に「毎多荘臾喩犠牛」とあり、唐末五 則打,鼓鳴,1鍾於堂北,至,1葬訖, 以祀」之 将」為11修福1 話がみえる(幽明録)。 村荘で犠牛が行われたことが知られる。 羅隠の村橋の詩に「須知荘臾悪犠牛」また劉兼の送"二郎君帰"長安」の詩に 「莫教荘臾畏犠牛」 とあり、唐末混乱の 最後に牛(太牢)というように三段階があることを示げている。しかも牛を牲とすることはひとり領南の地にと また唐代の例としては、巻二八八妖妄一嶺南淫祀の条に「嶺南風俗 若不」差即刺"殺猪狗"以祈」之、不」差即次殺"太牢"以禱」之、更不」差即是命也。 初死但走 大叫而哭」出朝野僉載とある。 ここでは神にささげる性にまず雞鵝 家有||人病| 不』復更祈! 死 先殺॥雞鵝等। それか

さきの牲牢は牛とみてよかろう。まして南北朝時代にもさきの侯官県のように牛を神にささげて祀ることがあったのであ るから。 る。 県 (現福建省) 次に宋代の例を示すと、北宋の中頃張方平(一〇〇七―九一)楽全集巻四十宋南海大士趙君塔銘に「汀州をすぎて上杭 この牲牢がどのような畜類をさすかは明かでない。しかし太平寰宇記巻一○二江南東道 「雑羅故城 不」、祐」汝其能宰乎 なお南宋 神既有」請 に抵る。山寺に神祠有り、民 牛粛紀聞云 福建甫田の人 因滅」 と唐代の伝承をのせている。 上杭県もこの長汀県もともに福建省汀州に属するから、 誠不"敢違」。 然格令有」文 殺」牛事大 請よ以"羊豕,代4牛可乎。 開元末 劉克荘の後村先生大全集巻四三観社行の詩に「徒殺」牛欲」賽」の句がみえる。 …神曰吾雑羅山神也、 今従'|府主|求'|一牛|為」食能見」祭乎 日に牲牢を薦む。 君これを戒責す。今に至るまで惟だ蔬饌を饗す」とあ 汀州長汀県 (現福建省) 神怒日 祭」吾祐」汝。 (県令 惜:一牛! 不:以 の

殺」牛以禱 りのとき牛を殺している。 ついで哲宗朝秦観が元祐党籍に坐して広南西路雷州 富者至、殺二十数牛二」といっている。 不論冬孟仲 蘇軾も東坡後集巻九書柳子厚牛賦後一首で「嶺外俗 殺牛媧祭鼓o 城郭為沸動 (現広東省) に流されたとき作った詩 雖非堯曆頒 自我先人用 皆恬殺」牛而海南為」甚 大笑荆楚人 海康書事十首のうちの六に 嘉平猟雲夢」とあり、祭 病不、飲、薬 但

郷人祭必以"太牢! 不」爾致」禍 に行われ、此の風尤も熾んなり。一たび疾病有らば 夔州通判をした南宋の詩人陸遊も 州は今日四川省重慶府渝州をさす。右の事は宋初編纂された太平広記巻三一五淫祠 こうして牛を牲として神にささげて祭ることは、上例の広東 知恭州の条に「璧山に淫祠有り、民病めば輒ち牛を解りて以って祭る。君令を下して禁止せしむ」とある。 |川方面について南宋 宋会要 刑法二禁約 紹興十六年二月三日の条にみえる。即ち「臣僚言う 近来淫祠やや江淛 周必大の廬陵周益国文忠公文集巻三四(省斎文藁)恭州太守任君続墓誌銘 州里懼」之 毎歳烹宰不知紀極……」 北夢瑣言とあるものの継続であろう。 劒南詩藁巻二禹祠の詩中で「巴俗喜」禱」祠 唯だ妖巫の言をば是れ聴き、親族 広西 福建 四川ばかりでなく 他の江浙方面でも行わ 解」牛舞川羣巫1」とうたっている。 壁山神の条に「合州 有ii壁山神i 郷里は労を相問わずして<br /> 乾道四年(一一六 (=浙) なお夔州路 夔州路恭 且つ の間

く此れ神の喜ばざる所なりと。治を医薬に求めずして而かも牲畜を屠宰し、以って邪魅を禱り、家貴を罄竭するに至り、

而かも終に悔いず」とあるところから察せられる。

であるが、ここではとくに雨乞と結びついていたのが特色といえよう。 おいて「神とその礼拝者とが共食者であるということ=供犠食は宗教生活の古代的理想の適切な表現であった」とのべて して食っていることである。これは供犠饗宴を示し、W・R・スミスが『セム族の宗教』第八講動物供犠の本来の意義に 五奉化三堂神の条に(両浙路明州) 県)「歳例用」牛賽」神 いることに当ろう。以上牛を牲として祭る風習は禁令にも拘わらず、宋代各地に行われ、広徳軍祠山廟の牛祭もその一例 (江南東路饒州) 浮梁北郷桃樹村 また宋代の怪異鬼神の説話を集めた南宋末の夷堅志にも三例がみえる。三志己志五泰寧牛夢の条に(福建路邵武軍泰寧 若」類:烟礼ことある。 適有||黄牛| 病瘴已合、銭買得 願、賜。判許.」 とあり、文志丁志五准西牛商の条に「慶元元年夏 「下郝村富民銭丙 奉」之尤謹 衆戸買」牛賽」神 得二一頭於准西商人」極肥腯。享獻既畢 とくに注目されるのはあとの二例が神にそなえた牛の胙 每11三歲1必殺11牛羊豕三牲1 盛具11祭享1。享畢大集11 分」

作而食」

之」

また

志補十 (ひもろぎ) を分配

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

ような伝統にうちかつことが困難であったこともわかる。 牛を土の牛に代えた意義は、ここでとりあげた祠山廟の春祭(牛祭)の存在を知ると余計大きくなるが、しかしなおこの (土牛を打ち砕き、その土を拾い取るという風習)の形式と意味の定型化が試みられたが、「立春土牛の式典は勧農授時よ 録の条には宋初以来耕牛屠殺の禁令がみえ、南宋慶元四年修(一一九八)慶元条法事類巻七九畜産門 りも朝廷及び地方官衙を中心とする交遊親睦の機会と化し、豪奢なプレゼントの交換が行われた」という。成る程生きた が行われてきた。 この沿革を中山八郎教授は「土牛考」という論文で明かにされ、 宋代には土牛経が作られ、 立春土牛 と規定している。一方立春の祭りに生きた牛を牲として神にささげる風習をやめさせるため「土の牛をもって代えること ▲「諸誘惑令⊭人殺∥馬•牛|祭ф鬼者(依∥故殺法|。 諸知∥欲」殺」牛之情|而売者(若作」牙為」買(致∥巳殺|者 れてきていた。その対策として耕牛屠殺の禁令と立春土牛とが宋代にも行われた。即ち宋会要刑法二禁約や食貨一農田雑 ると黄震はのべているが、その理由のほか農耕上大切な牛を屠殺し、農業労働力を消耗するため、施政者から強く反対さ ところで牛を牲として祭ることは本来天子が行う太牢という儀式を民間でまね、埋蔵と称して行っているのは不遜であ 殺畜産の廐庫勅に 各杖壱百」

要因の一つであろう。なお牛皮は武具として宋一代需要があった。 らず、肉百斤の価値は百銭をもとむ」といわれ、利を屠る民は病牛と偽って牛を屠殺したという。このような牛肉の需要 それから百年たった北宋末大観四年頃(十二世紀初)には「一牛の価値は五・七千にすぎず、一牛の肉は三・二百斤を下 ていた。即ち十一世紀初(大中祥符七年、「浙の民は牛の肉をもって上味とし、不逞の輩は屠殺を競う」といわれており、 黄震は神に牲としてささげたあと「坊に坐して牛の肉を売らしむ」とのべているが、牛の肉は宋初より食用に供せられ 祠山廟の牛祭に随伴したことを知っておかなくてはならない。牛祭の存続にはこれも無視できない

どうなったか、租牛と牛祭の関係如何である。しかし残念なことに、広徳軍祠山廟の租牛についての史料は、真宗朝景徳 さてここでのこされた問題は、祠山廟の租牛 日野教授が長生牛とされたもの(十一世紀初め二〇〇頭いたという)は

神にささげる牲の牛として確保されていたのであろう。宋一代を通じて広徳軍祠山廟の牛祭りが、屢々の禁令によって中 だし景徳二年の条に「広徳軍有祠山廟 素号霊応 二年と天禧二年の二つ以外にみつからない。だからその後どうなったのかはわからないというのが正直な答えである。た た物的条件として、廟が牛をもっていたこと(租牛の存在)農民よりの獻牛があったことを推測せざるを得ない。(※) 止され乍らも行われ、南宋末にまで及んだのには、牛祭の伝統を維持させた神への信仰(雨を降らせてもらうためには神 山廟には若干の租牛が存し、また欁牛もあったため、施政者は牛祭を廃止してこれを土の牛に変えることが到頭できなか に牲として牛をささげなければならないという信仰)を第一としてあげなくてはならないが、同時にこの信仰を存続させ た夥しい牛を廟で飼うのは大変なので、農民に租賃させることが始ったとみてよかろう。その際一部は春会(雨乞のため 水旱祈求の神として霊応とされたのであり、雨乞 降雨を感謝しての獻牛と理解して誤りなかろう。さらにこうして集っ 遠近之民
多以耕牛為獻」とある紀事は、上述してきたところから、

## 兀

のみ。昨ごろ曽公喿守となり、常に朝旨に準りて傷神を毀撤す」とのべている。 は敢て不法をなし、遂に民俗も亦た多く刀を帯び很闘して人を殺し、ほぼ忌みを知らず。良にこれを習うて慣れるに由る るに兵器をもってす。兵器は国家の禦敵に用いる所にして、豈に民庶の神を賽るに宜しき所ならんや。惟だ此の祠 宋代の社や社会(祭り)において槍 ⑵祠山廟の祭りに際して傷神と称して「兵器を用いることを弊害の二としている。黄震は「其の二を傷神と謂い、迎え 刀 旗 旛や器刃 兵杖旗幟を用い、 あるいは戈を操り甲を被ることは 山の会

においても「築木素棹刀および木槍を執り、旗子沙羅を排べて隊を作る」といわれ、浙西路の秀州において「所在の州県 た北宋南宋の数例にもみられるところである。これは京師 江浙や四川のみならず 北宋時代河東路の懐州沢州の朝嶽社

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について (中村)

には神祠有り

俗は鬼をたうとぶ。 その徭祀に潘仙翁というものあり、 歳時集会し を用いて神を迎えるを許し、輙ち兵器を持するを得ず」とされた。南宋の初め荆湖北路常徳府鼎州武陵県において「楚の 劉亀年は「尉杜師顔に命じ 「いま天下の郡邑郷聚にて毎歳社を立て、戸を計りて金をあつめて兵器を造作す」ともいわれているように、祭りの行列 毎歳秋豊稔を成さば、多く器械の属を用いて前後導引す」、 江南西路南安軍でも 「祈禱には只だ香花鼓楽 屋を撤し像を毀わし、その兵刃を収め、これを倡する者の衆くを罪した。。さらに慶元年間 金鼓をうち戈矛を執り一迎えてこれを祭るため」、

に武器を携えて加わることが広く行われていた。

しかしこれらのことは、慶元条法事類巻八十雑犯の雑勅のなかに

執引兵伏貼竹木為刃者非 旗幟或做乗輿器服者執引兵代利刃同以錫銀紙裹

諸因祠賽社会

仍不刺面配本城 並許人告官司不切禁止 杖捌拾

諸結集社衆

諸非僧道而結集経社及聚衆行道者 各杖一百。

閲習武芸者之属亦是教願及為首人

徒二年

余各杖一伯。

造意及首領人徒二年

余各杖一百。満百人者造意及首

瘟神等会を禁絶したことが知られる。しかもこうした殺傷事件がおこっても、次に述べる傷神(殤神)とか起傷といった 划船(小舟)による殴闘によって刃傷事件がおこり、獄死する者まででたため、划船千三百余隻を焼毀し邪廟を拆毀し 際、県の東二十里の王梁坊において、安吉、宜興両県(両浙路湖州安吉、常州宜興)からくり出した者による殺傷事件が 俗信(民間信仰)が行われていたため 一向にその非を改めようとしなかったことを注目しなくてはならない。 起っている。また黄霞の黄氏日抄巻七九 禁划船迎会榜 焼划船公示によって 有らば互いに殺傷を起し、 往々大獄を起ず」といわれた。 とあり、本来禁止されていたが、実際には守られなかった。(st) 現に南宋末広徳で祠山廟とならんで行われる方山廟の祭りの このように武器をもって祭りが行われるため、「一たび忿争 江南西路撫州吉州 においても 祭りの

黄震のいう傷神はまた殤神ともいわれた。

それは宋 曽三異の因話録に「殤神、九歌国殤、非"関雲輩」、不」足"以当」

―祭りに走らせ、さらにそれが歪められた形の傷神という俗信にまで追いつめていったと言えようか(これは頑佃と無関 とが流行した南宋末期の社会はインフレによる経済不安とともに、社会的にも不安定であり、そのことが人々を神の信仰 江南東路広徳ばかりでなく、上述した因話録にみえるように楚の地方(荆湖路)の漢人間にも行われていた。こうしたこ とが、沢田瑞穂・河原正博両氏によって明かにされているが、またこのような起傷、傷神(瘍神)といった俗信と風習が 私闘の害は後村先生大全集巻一三一答郷守楊編修にみえるし、黄氏日抄巻七九放結関久禁人公牒 て祠る風習がおこった。そこで後になると、人を殺そうと欲する者は「三人五人が群をなし、酒をそそぎ牲を割いて起傷 ると、官に聞えるのを憚って親兄弟や郷党隣里が本人と仲間のものを自経させ、そのあとで廟をたてそれらの者を神とし みえるところで、その要旨は次の如くである。人を殺して死んでも神になり得ると無知な愚民は信じ、人を殺した者が出 らざるもの有らんとす」とある。ここにいう広徳が広徳軍をさすことは明かである。愚民の殺人の風とは省略した前文に れるの道塗にて頗る言う、広徳の愚民の殺人の風が漸く呉興に入って寖寝として巳まず、其の害はまさに言うに勝うべか 法二禁約)臣僚の言中にみえる。そこではこれを起傷とよんでいる。それによると「臣近ごろ祠山に禱雨せり。これを訪 俗信(民間信仰)を明かにしているのは、黄震よりも約七十年前寧宗の嘉泰元年(一二〇一)九月十九日の条(宋会要刑 之、所謂生為"人傑」 死為"鬼神」也。江郷淫祠 よると、 と謂う」ことを行う。このように起傷(―殺人―自経)からおこった淫祠がやたらに増えたと。南宋末福建における民間 考えてみると、宋代には荆湖路(現湖北・湖南二省)を中心とする渓洞蛮の間に殺人祭鬼という奇習が行われていたこ 江南西路撫州臨川や建昌軍新城県では結関と名づけて衆を率いて相闘うことが盛んで殺し合いがおこっている。 忿怒之気 不」泯而為」厲也……楚俗有」此 有11馬陂大王1 為1盗者多祀1之 菘」官者当」知」之」とあることからわかる。さらにこうした奇妙な 亦能出為11霊響1 俗呼為11殤神1。必是 暁諭新城県免讎殺榜に

(3) 黄震は祠山廟の祭りの弊害の「三を罪案と謂い、 宋代広徳軍祠山廟の牛祭について (中村) 迎えるに囚帽枷索を以ってす。それ囚帽枷索とは獄戸の辟囚を械繋 \_

係ではなかろう)。

うて慣れるに由るのみ。昨ごろ康公植の守となり、嘗って国法を明かにして厳に禁止を行う。况んや祠山はもと水旱祈求 獄具を視て戯弄の物となさしむ。罪悪には厭勝の方有りと謂い、姦を作し科を犯し、略ぼ忌を知らざるは する所以にして、豈に市井の士女を翫悦するに宜しき所ならんや。惟だ此れ祠山の会は敢て不法を為し、遂に民俗をして 設けしやを知らざるなり」とのべている。 の地と号し、封爵せられてより素より刑獄の職掌の相関する無し。迎引して盛に囚帽枷索を用いる者は、また誰がために

じないではなくて宗教的ざんげのしるしとして用いられると解釈されている。それより七百年昔の宋代の祠山廟の祭りに り、ざんげの印として、首の腱に穴をあけ長い紐を通して垂らして歩いたりした」と報告されていることである(ジャッ 省の農村で 「村中のものが、 総出で行列をつくって廟に参詣し、 釈迦や道教の 本尊や鎮守の神々の前に跪き雨乞いをし で罪案といい囚帽枷索を用いるのは、臨安の例に類似するものといえよう。ただここで若干気になるのは、二十世 陳列獄具」とある。正月十四―十六日の元夕(元宵)の祭りにおいて、臨安では犯罪理由を大書した傍に囚人数人を並べ ク・ベルデン著『中国は世界をゆるがす』邦訳青木文庫上一一〇頁)。 つまりここでは囚人の服と獄具は雨乞のため、ま させ、獄具をも陳列した。しかもこれを懲戒(みせしめ)犯罪の予防、警告のためと理解している。従って祠山廟の祭り あるほか、「又分委府僚巡警風燭 及命都轄房使臣等 数人 大書犯由 武林旧事巻二元夕の条(南宋の都杭州において)に『京尹幕次 かにすることができず、「罪悪には厭勝の方有り」(囚帽枷索は罪悪に厭勝す)といい、まじないの一としている。しかし して提挙司は「始め一州に行われたが今は四方に遍ねく このように祭りに囚人の帽子や獄具を使うのは、南宋末にはさほど珍らしいことではなかったようで、黄震の上申に対 大勢の者が、囚人の服装をつけたり、宗教的ざんげの衣服を着て四角の板を首のまわりにつけて地上を跪いて歩いた 云「某人為不合槍撲釵環 挨搪婦人」継而行遣一二 謂之装燈。其実皆三獄罪囚 分任地方 以緝姦盗。 三獄亦張燈建浄獄道場 その弊の由来は久しい」と副署している。黄震はその理由を明 例占市西坊繁閙之地 姑借此以警姦民』と 多装獄戸故事 及

てているのは、政府が行う差役(無償労働の提供)と同じであり、広く抽籤が行われている結果、民は一度これに充応す ると、大抵破産してしまう。差役が廃止できないからといって、会首を差するのをやめないでよかろうか。これは全く民 するのは、みな民情の願いに出たもので、官差に(強制的)迫られたのを聞かない。いま祠山で毎年会首を強制的に割当 の淫祠一千七百所を毁したことでもわかるように、世には淫祠が多い。しかし(一般の祠廟で)社首を輪流(交替で当る) おける罪案―囚帽枷索は、この廟が雨乞の神様であるだけに、そうした解釈の可能性をにおわせるが、暫らく後考をまつ。 :山廟の祭りの弊害の「第四は会首を差する(筆者註、強制的に割当てる)こと」である。黄震は唐の狄梁公が江南

次の文も福建地方の風習をのべたものであろう。 参考になろう。陳淳(一一五九―一二二三)は朱熹の高弟、黄震より一時代前、寧宗のときの人、漳州竜渓出身なので、 でもみられるが、 大変詳しくのべているものとして陳淳の 「上趙寺丞論淫祠」(陳北渓先生全集 さて宋代の社と会において、祭りの費用を調達するために 「銭物を斂求したり」「民財を裒掠した」 ことは上掲の事例 第四門第二十三箚)が

を設くれば、初めより会首をもって為す無きなり」と結んでいる。

の父母たる者の心を知らないものである」といったことをのべ、「况んや祠山には自ら租有りて廟祠に入れ、自ら能く供

にのぼること、銭百文の小札を印したものをくばって強制的に細民からも銭をとりたてたこと、街角に舎人 羔撃豚の楽しみに利し、而して外は唱りに災を攘ひ福を祈るの名をもってす」とあるところから、寄附金の額が銭 無し。……凡そ此れ皆な遊手無頼、事を生ずるを好むの徒(これに仮託し以って銭物を括掠し、憑藉使用す。 急脚と曰い、通衢欄街に立てて銭を覓め、担夫販婦の拖拽して攘奪するは、真に白昼刧を行う如くにして、一も空しく過。 隊従し人家に撞入して題疏を迫脅し、 多きは索めて十千に至り、 少きもまた一千を下らず。 「迎神の会は春首に入ってより、便ち迎神の財物を措置排弁する事例なり。 或は百銭の小榜 (ふだ) を印し、門に随いて抑取すること官租よりも厳しく 或は土偶を装ひ名づけて舎人と曰い、羣呵 単丁・寡婦も逃ぐる能う者 或は土偶を装いて名づけて 急脚と名づ 内は其の烹 一千文

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

が知られる。

ける土製の人形 (俗信の神像?)を飾りたてて寄附を強要したこと、災を攘ひ福を祈るという現世利益をといたことなど

に寄附をつのっても集まらぬので自腹を切って破産してしまう点が陳淳のいうのと異っている。 の多くをだきこんで、祭りの役員―簽都 その瓜牙となり、これを会幹という。愚民は陥溺に迷惑するを知るなく、禍を畏れ譴を懼れ皆な黽勉して囊を傾けて舎拖 わけである。さきの祠山廟の祭りを行う会首は、既存の官制の郷村組織(都保)にそのままのっかったもののようで、逆 し、或は解質挙貸し、もってこれに従ふ」ということになる。村落(それをあつめた郷から一地方全体にまで及ぶ有力者 ってこれを率い、既にまたもろもろの宗室を挾みてその羽翼となし、これを勧首という。而して豪胥猾吏もまた相ともにってこれを率い、既にまたもろもろの宗室を挾みてその羽翼となし、これを勧首という。而して豪胥猾吏もまた相ともに 次に祭りを行うために種々の手段を弄したことが、たとえば「必ず郷秩の尊者を説いて簽都とし、その銜を勧縁しても 勧首 会幹とし、その権威と勢力を利用して広く大衆より寄附をつのり集める

ゆく農業をもととしてたつ農村 農民生活が基盤となっていたからである。祭りは民衆の娯楽として人々は一時的に解放 る面もあったのである。 される。しかし寄附の徴収を通じて農村秩序が再確認されることがある反面、さきの起傷 の弊害を鋭く攻撃している。とはいえ、このような信仰と祭りが宋代各地で行われて絶えなかったのは、自然に順応して 衍となれば恣を遂げて忌憚する無し」ということになると、陳淳は儒者の立場から祠廟の祭り(民間信仰)における寄附 し、その室を罄き、その廬をむなしくし、その父母を凍餒し、その妻孥を藍縷にして恤まざる所あり、銭すでに裒集し富 廃塞す。さきに墷戸の用はもって祠宇の需を荘厳にするためとし、仰事俯育の恩をやめ、もって土偶を養哺するの給とな さらに「今月甲廟まだ償わざるに(後月乙廟また至る。また後月には丙廟丁廟また頣を張り踵を接し、その後において 殤神のように秩序が解体され

も必ず坊場(酒の専売)河渡(渡し場の通行税)の汙あり、故にもって江湖乞丐の靡を集め易きも、まだ擾するに史祝を ⑤第五の弊害は「機察を差するを謂う。夫れ厳子陵 (後漢 厳光)より常に世の求用有らざるもの固より多し。 然れど

止されている。以上で黄震の二つの申明を中心としてみてきた祠山廟の牛祭(宋代社会の一事例)の考察を終る。 である。なお当時広徳の祠山廟の祭りと並んで行われていた徽州婺源の雪順廟の香会と信州獄廟の祭りも咸淳年間には廃 あてられ、祭りに集ってくる商人から税乃至一種の賦課金を徴収するものであった。これを罷めるというのが第五の主旨 これを弁ずるに足り、必ず別に機察を差さず」と再確認している。この機察もさきの会首と同様に、胥吏の下働きの用に 使が黄震の上申を裁許するにあたって「本軍にはもと郡官提督あり「就ち機察の任を兼ぬ。一清強なる者を得れば 臂を攘いてもって遠きに臨むを得、商賈に至りては一も免るるを獲る無し。……一二の不肖を肥して四方の民旅を毒する もってする者有るを聞かざるなり。今この祠山にて歳ごとに機察を差するは、商を征するに同じく、狐鼠の輩 ……况んや郡官はもと提督に係かり、祠廟はもと他事なし。初めより機察をもってなす無きなり」という。また江東安撫 自ら

の各社がくり出したほか、野外に台閣(木牀鉄擎をもって仙仏鬼神の類をつくり駕空飛動するもの)という日本のだしに いたほか、茜・緋の鞍をつけた馬にまたがり、珠簾でかざった車馬や平頭輦・輿にのる者もいたことがわかる。夢梁録巻のたほか、アカキュ したり、男女の仮装行列があって鉦をならし太鼓をたたいて行進したが、紅黄羅の繖(きぬがさ)扇 一にのせる臨安の祠山(広徳の祠山廟の分祠)の二月八日から十一日とつづく聖誕の祭りには綵旗 なおついでに宋代の祭りの行列について一言しておく。上掲の幾多の事例から、祭りの行列には先導者がおり、 曹直といった称号をもって刀や槍でかざった行列があったほか、古の帝王の名をつけて冠冕をかむり華美な服装を 鼓吹 黄凉傘や黄蓋を用 舞隊等

孫といい、一廟の迎え動かすに十数像をもってし、輿を街中に 羣 らせ 且つその傘を黄にし、その輦を竜にし、 をぬいとりし、また直班を装御してもって前導し、僣擬踰越するも恬として怪となさず。四境風を聞いて鼓動し、 の正鬼の夫婦を塑し、被むるに衣裳冠帔をもってし、また塑鬼の父母をば聖考。聖妣といい、また塑鬼の子孫をば皇子皇 また陳淳は南宋中頃福建地方の祭りの光景をば 前にも引用した「上趙寺丞論淫祀」で次のように描写している。「そ 類似するものがこしらえられていたという。

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について (中村)

こと 一歳の中かくの若き者なり」。 祠山廟の祭りもこのような南宋時代の一般的な雰囲気の中で営まれたことが了解さ 男女聚り観て淫奔酣闘し 夫は耕に及ぶ暇あらず 婦は織に及ぶ暇あらずして 馬を策してこれを縦って神走馬と謂い、或いは陰にその簥を駆りてこれを奔らせて神走簥と謂い、もって百姓を誣罔す。 れる一方(そこに不安定な社会生活の一面が露呈されているといえる。 弟に及ぶ暇あらず 恭に及ぶ暇あらず。しかも一たび惟れ淫鬼の敬せらるれば 戯隊をつくり相勝もってこれに応ず。人おのおの全身新しく羅帛金翠を製し、務めてもって神を悦ばしめ、また陰にその 而かも一たび惟れ淫鬼の子を玩べば 人事の常職を廃し、鬼道の妖儀を崇める

## 五おわりに

考の中に「祠山廟が州治西五里に在る」ことをのせ、また光緒六年修(一八八○)広徳州志も巻二二祭祀の条で「祠山張 官を派して香を行う。のち民を擾するをもって尋いで罷め、更めて春秋二祭とす。成化中火災あり、正殿を重建す…」と 歷四十年修(一六一二)広徳州志巻二廟祠 神に事ふるを喜ぶ」とあり、祠廟のうちに「祠山廟は横山に在り(旧志」とある。祠山廟が明末にも存続したことは あることで明かである。次の清代には「雍正三年修(一七二五)古今図書集成 に祠山廟をのせる。明代に入ると、英宗の天順五年修(一四六一)天下一統志(大明一統志)巻一七広徳州 終りに元代以後の祠山廟を展望し、牛祭がどうなったかをみよう。元の馬端臨の文獻通考巻九十郊社考 毎歳春秋二仲月上戊日」とのべているように 清末まで存続した。 祠山廟の条に「国初その霊籤を異とし、特に真君の封号を加え、歳ごとに中 方輿彙編 職方典巻八四三広徳州の祠廟 雑祠淫祠の条 万

下祠山廟に関係する部分に重点をおいて紹介する。 葉における広徳とその隣りの建平二県の廟会・神会の状態を語り、祠山廟の牛を牲とする祭りにも言及しているので、以 なお光緒広徳州志巻五二には乾隆十六—十七年(一七五一—二)建平県知県貢震の禁淫祠をのせている。これは清代中 (s) 宰すること二千余隻に至り、歳歳伝えて盛挙となす」とのべている。 の郷間の各会もまた費すこと 百金に至り、 あるいは数十金にして 等しからず。 二月八日に至りては俗に祠山の誕辰と称 百人の酔飽すること三昼夜 会の演戯は四五抬にして等しからず。而して城西の一廟は去年燈四百余盞を買い、牛十三頭を宰し、祭品の類数十槓 二)正月十一日督撫に条上す。其の一は淫祀を厳禁して費を浮かすを云ふ。城郷の祠山各廟は毎歳正月四十八会あり、 蔵会などがあり、ともに夜燈をともし演劇を行い に宣しく児戯に近かるべし」とのべ、広徳州下の広徳・建平二県には祠山廟の祭りのほか て多くして浮費尤も夥し。城隍神に至りては一邑の主にして聰明正直 らず。この外に五猖会 龍船会の如きは ともに妖妄の鬼にかかり、観音会 月初八にも会あり、而かも各処の神会集場は し、各保にはおおむね祭賽有り、その繁侈を極む。城中の宗氏一姓は排酒するに八百余席に至り、定埠の呂氏一族は鵞を 「建邑の人民は鬼を好みて祠祭すること紛繁なり。 費を計れば千余金、多く公会の銀穀を出し生息を盤放し、臨時にまた戸を按じて科派す。そ 月に張燈 牲を神にささげることが行われていた。さらに「乾隆十七年(一七五 祠山の廟など城郷多くして数十処に至り、 演劇 宰性して祭を設けざるはなし。毎会数十百金にて等しか 福善禍淫 地蔵会もまた大いに戯場を開き 名目極め 私情をもってもとむべからずとは 五猖会 毎歳元宵には会あり、二 龍船会 観音会 地 豈 数

八世紀半 このように祠山廟の祭りには 乾隆の盛世に至るまでうけつがれていたのである。 牛十三頭が牲として屠られており、依然として宋代以来の牛祭の伝統が十一世紀より十

(昭和四一年九月五日稿四二年十月七日補正、 四三年十月十日一部改稿、四七年二月十四日補訂)

=4

(1) 唐代の社邑に就きて、 歴史と地理二三の二―四(昭十三)。 仏教信仰に基きて組織せられたる中晩唐五代時代の社邑に就きて 史林二四の三・四。 鈴木中正、 宋代仏教結社の研究、 史学雑誌五二の一―三。 近年のものは斯波義信、宋代江南の村市と廟市 (下)東洋学報四四の二。竺沙雅章、敦煌出土「社」文書の研究、東方学報、京都三五冊。筆者の中国の信仰宗教に関する研究

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

- として山東農村の観音信仰(重松先生古稀記念東洋史論叢)、唐代の巫(史淵一○五・六合輯)がある。
- (2) 宋会要輯稿(以下宋会要と略称)刑法二禁約、大観二年八月十四日の条、趙清獻公文集巻一奏状 乞禁断李清等経社。
- 3 因祠饗社会、兵杖旗幟執引先後、乗輿器服或張黃蓋造珠簾車馬備飾儀衛呼喝載路京師尤甚、坐元符令止之、故有是命」と。 同、禁約、崇寧元年(一一〇二)正月二十六日の条に「詔、応民庶朝嶽獻神之類、不得倣效、…先是臣僚言、竊惟小民無知、
- 5 清代の廟会・神会は、地方志に場所と日時とがみえる。経済的研究として、山根幸夫、華北の廟会、史論一七集がある。
- 6 宋史巻四三八に列伝がある。慶元府慈渓人で宝祐四年(一二五六)の進士出身。
- (7) 軍は宋代地方制度では、府より下だが、州と同列で、県より上級の単位だった。 宋初太宗の太平興国四年(九七九)宣州広徳 那官制発達史 上(宋代 中島敏稿)、畑地正憲「五代地方行政における軍について」東方学四三輯。 徳、建平二県を管轄とし、江南東路に属し、北宋をへて南宋末に至った。長官は知広徳軍事。現安徽省広徳県。軍について、支 県をもって広徳軍をおき、 ついで端拱元年 (九八八) 宣州広徳県郎歩鎮を独立させて建平県とし、 広徳軍に所属させ、軍は広
- 8 宋会要、礼二十広徳山神祠の条に、景徳二年六月の条をのせるが、長編より若干簡略である。
- 9 力、其角如、環、古所謂呉牛也。黄牛、小而垂胡色、雑駁不」正、黄土之所」産、亦有ႊ従ホ江西・来者ニ、 自ル績渓ト以往、 牛羊之牧 不収」とある。 の条には知軍陳賈上言すとある。なおこの地方の牛については、南宋の淳熙、新安志 (安徽省徽州) 巻二畜撥に「水牛色蒼而多) 仁宗天禧二年(一〇一八)五月壬申(長編巻九二)には「広徳軍言 管内祠山廟 承前民施牛二百頭、並僦1与民戸1、毎歳一 輪"絹一疋」、或経"三十年」、牛斃而猶納」絹、欲⊭望歴"十五年巳上|者並除⇒之。 詔可」とある。 宋会要 礼二十広徳山神祠
- 徳、礼賢下士、尤喜賦詠」とある。 孫諤は宋史巻三四六に列伝があるが、このことはのっていない。輿地紀勝巻二四広徳軍、 官吏の孫諤の条に「紹聖間、
- (11) 康定元年以下の記事はみな宋会要、礼二十。
- (12) 宋会要、刑法二禁約、嘉泰元年九月十九日の条、臣僚言。
- (13) 葉滴集巻六古詩、禱雨題張王廟(一九六一年中華書局版)
- 対し、仙釈神異の祠山神の項では、王行状によって呉興人張本であるとの異説をのせるほか、四明図経にある張王廟記により、 祠山の神について(輿地紀勝巻二四)景物上、祠山の項では、宣城志をひき張王廟は西漢の張安世をまつったとしているのに

であるとの縁起をのせている。前漢書巻五九張湯伝によると、張湯―安世(昭帝のとき尚書令)―延寿―勃(元帝のころ)とい 張王は西漢末武陵竜陽人であり、居民が横山に廟をたて、梁の天監中、旱で武帝がこれを禱って霊験があり、張安世の孫が張渤

- (15) 宋史巻四一六馬光祖伝あり。
- 16 光緒六年修(一八八〇)広徳州志巻五二論禁の条(万暦志)、また巻五六に洪興祖の乞免埋蔵文あり。
- 17 申諸司乞禁社令状にみえる。ただし洪も牲牛を完全に禁ずることはできなかった。
- り、南宋、淳熙、新安志、巻一州郡、祠廟の条に歙県北七里雲郎山に汪王廟があったことがみえる。 新安の雲嵐は道光、徽州府志巻ニ與地志山―雲郎山、在歙県北七里(大清一統志)唐時汪華葬此亦名雲嵐山(明一統志)とあ
- 19 層と宗教運動」史学雑誌六七―九は、牛馬を殺して諸社の神を祭る習俗のなかで前漢書巻七一干定国伝の「殺牛自祭孝婦冢」を 年七月―十二月二三五―四六頁。立春以外に牛を牲として神を祭ることの中国の古い例として、下出積与「皇極朝における農民 中山八郎氏、土牛考(初編)(大阪市立大学)人文研究十五の五、但し『中国関係論説資料』第一分冊哲学宗教2、一九六四
- 20 更革社倉公移のうちに広徳九郷とあるので明かであり、また都―保の制が行われていたことも更革社倉事宜申省状からわかる。 万歴、広徳州志(国会図書館蔵)巻一郷都によると、明末広徳県は五郷二七都百二十里となっている。 北宋の元豊九域志巻六江南東路、広徳軍の条には広徳県九郷とあり、これが南宋にもうけつがれていたことは黄氏日抄巻七四
- 21 神鵝」その註に「村人謂祭神之牲曰神猪神鵝」とあり、また東萊先生詩集巻五に往歳在白沙、見江上往来祠神者、殺猪、羊、鵝 饗神」とある。台湾で神前で雪をたてるとき雞を用いることは、増田福太郎著『東亜法秩序序説』刣雞呪咀(八六―七頁)にみ 鴨、日夕相属也」とあるによって知られる。 近く民国の中華全国風俗志 安徽涇県東郷侫神記(牛王会)には「殺雞瀝其血以 殺雞については、秦観の淮海集後集巻六蚕書のうちに「割雞設醴以禱」とあり、陸遊の劒南詩藁巻四八賽神の詩中に「高机置
- (22) 現在の地名との比定はすべて青山定雄編 中国歴代地名要覧に拠る。
- 路敍州(現四川省)の竜源では「歳旱致禱、駆牛括之源上、有竜祠」とあり、牛を雨乞に用いている。 南宋の興地紀勝は「巻一二一で最初の泥牛を石牛とするほか変更せずに、これをのせている。なお興地紀勝巻一六三、滝川府
- 宋代広徳軍祠山廟の牛祭について (中村) ( 2) 沿海集巻六、これは建中靖国元年(一一〇〇)以前の作である。

- 25 薬」とあり、渓洞蛮、永平蛮が宋代牛を牲として祭っていた。 また周必大の鶌陵周益国文忠公集巻三四郴州(湖南)張鋼使君墓誌銘に「淳熙十五年、 永平雑蛮猺……俗病屠牛祭鬼、君教以医 なお宋の朱輔、渓蛮叢笑には「牛客多行桃源路、洞中占軍事之勝負、因疾病之禳祈、皆以牛用、名倒牛」とあり(説郛巻五)、
- 26 合州と恭州とは伝聞の違いか。太平寰宇記では山南西道巻一三六にこの両州をのせている。
- 27 家之人皆預、不以士農工商為同」とある。 なお南宋、西山真文忠公文集巻四十浦城(福建)諭保甲文に「同社百家修祀干本坊之社、牲宇酒醴皆一力自備、 退而分昨則百
- (28) 永橋卓介訳、後篇八八頁、岩波文庫、昭和十八年版。
- 29 七。フレイザー『金枝篇』永橋卓介訳、岩波文庫闫二七九頁に中国の立春に牡牛を犠牲にささげることを紹介している。 土牛考、古代より宋末までが初篇(人文研究 十五の五)、元明をへて清初までが二篇(同 十六の四)、 三編は人文研究 二一ー
- (3) 宋会要、刑法二禁約、同七年五月四日、孔宗関の言。
- (31) 同、禁約、大観四年三月二七日の条。
- 集巻二七)、黄震もまた祭牛を科し、甚しきは軍需を科すると云っている。 あり、そのため牛を盗殺することが流行したと陳淳は上傳寺丞論民間利病六条のうちの屠牛の風でのべているし(陳北渓先生全 向にへらず、蒙古との戦をひかえた南宋末には、軍需の牛皮が科配もしくは和買という形で郷村に割当てられるという状態で 五代の牛皮については、日野開三郎「五代の沿徴について」史淵十三の牛皮銭の条にみえる。宋代にも軍需用としての価値は
- 33 小生のように租牛を牲として提供するというのは不当ということになる。 しかしそう窮屈に解釈する必要はないと考える。 長生牛を長生庫などと同様に利貸資本の一形態としてみるほか、ほんらいの言葉の飼い殺し―死ぬまで飼養すると解釈すると
- 35 34 宋会要、刑法二禁約、天聖五年八月七日。 宋初の宋刑統巻十六擅興律、諸私有禁兵器者徒壱年半によると、甲弩矛矟具装等が禁兵器となっている。
- (36) 〃禁約、淳熙十四・正・二三。
- (37) 〃禁約、淳熙十五・五・二九。
- (38) 朱文公文集巻九○朝奉劉公墓表。
- 39) 宋会要、刑法二禁約、慶元四・三・十一。
- この対策に地方官は頭を悩まし、北宋時代上例のように兵器携帯の禁止を申し渡すほか「迎神の兵器を所蔵するものあらば、

**戯**となすを得ず。凡そ物の兵器を像るものも、また市に鬻ぐを得ず」とまで上申している。 また「竹・木をもって器をつくり、 限をたてて出首し官に赴いて交納せしめ、木錫をもって代用するを許さん」 としたり、「獻神禱旱等の事有るも、 頭刃をもって 鑞紙等にて裏貼して刃となすものは、禁の限りにあらず」といっているところから、本物の刀でなくて模造品を使った場合もあ

(41) 宋会要、刑法二禁約、淳熙二・十・十七。

ったことがわかる。

- かは今後の問題である。 説郛巻十九。殤神は日本における御霊思想と似ているが、こういう俗信を中国民間信仰(もしくは道教史)でどう位置づける
- **4**3 輅居中、太常宮架楽、宣赦台、招拝紅旗撃鼓とならんで三院罪囚獄級居左がみえる。武林旧事、 夢梁録はともに一九六五年上海古 沢田瑞穂「殺人祭鬼」天理大学学報四三輯、人文社会科学。河原正博「宋代の殺人祭鬼について」法政史学十九(昭四二・一)。 武林旧事巻一大礼、南郊、明堂の条で(南宋の臨安)麗正門御楼の下に排立する次第のうちに将軍ニ、僧衆居左、道衆居右、玉

典文学出版社刊、東京夢華録(外四種)による。宋代州県の獄はみな皋陶廟をたてて祠ったと方勺の泊宅篇にみえる(説郛巻十

- (45) 旧唐書巻八九、新唐書巻一四五狄仁傑伝。
- 長、保正副、大保長、小保長であった。 南宋の差役で農民の負担となったのは、淳熙、三山志(福建福州)巻十四版籍類五によると、州県役人を除いて、郷書手、沓
- <del>47</del> との租が、租牛(長生牛)よりの収入か、山林田畑の小作料収入なのか、黄震が明らかにしていないのは遺憾である。
- 48 斯波義信「宋代江南の村市と廟市」によると、福州報国寺の慶讃大会には勧首数十人あり、三千余緡を集めたと。
- そうすると、民間人がわりあてられたのでなく、この種の岡っ引の活動を制限しようとしたことになる。 て明かにした(モンゴル社会経済史の研究二九三頁)。 黄霞のいう機察は南宋末なので、 この種のものと考えることもできる。 元代には強竊盗犯人が刑をすませたあと犯人の捜査にあたる警跡人がおり、 これがまた機察人ともいわれたことを元典章によっ 黄震の文中に「差機察、皆為胥吏乞取計、非為神計也」、「置機察而間征利之」、「機察取乞事、許人告」とある。 岩村教授は、
- 50 元四明六志のうち宝慶志中に散見する。なお黄麙は「民間情願獻香者聴」としている。 南宋時代、郷村で私に税舗を立てたことが、 楼鑰の攻媿集巻八八、敷文閣直学士宣奉大夫致仕贈特進汪公行状にみえ、
- (51) 黄霞の「乞禁社会状」の末尾に附す安撫司僉庁書中にみえる。

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

- 宋会要、刑法二禁約、嘉定七・九・二六。曹直とは曹司と当直司もしくは人力当直をいうのであろう。
- の祭礼につくられる山笠に類する。山笠は人形であるのに、これは木牀鉄擎とあり飛動するという点が異る。 カッコ内の註は武林旧事巻三迎新の台閣の条による。仙仏鬼神の類をつくり駕空するというだけからいうと、 博多の櫛田神社
- 54 施鴻保の閩雑記に「轎、閩俗、今書作簥」とあるから、轎をさすのである(小方壼斎興地叢書第九帙)。 **為は諸橋「大漢和辞典」に大ブェ、宋初の集韻によって田器とあり、元王楨の農書の農器図譜にはみえない。 しかしこれは清**
- 55 る。このことはまた宋代における巫の取扱い方にもうかがわれる。 (本稿を草しつつ、幼少のときの大阪船場の御霊さんや天満 陳淳の本論によって、 宋学 (朱子学) がこうした習俗に抵抗し克服しようとして、 成立してきた面をもつことがうかがわれ
- の天神さんの祭りの行列を想い出し、宋代の祭りにも似かよった点があるように感じた)。 **賈震の伝は巻三三宦績にみえ、江陰人、建平県令在任五年中に** - 賑災恤士、焚淫祠、建育嬰堂、邑嘗患澇、震講求水利、勧築圩田、民利頼之」とある。
- 57 定期的に交替で祭りを催し、市を開き、その際演劇のほか賭博も行われた。また北郷蔣太師廟一つを拆毀したと。 毎年元宵会、神童会、冠子会、五猖会、七聖会、竜船会などの名目で、 高井廟、分流廟、高塘廟、